

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	株式会社アトレ・東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 1 8 号
工事等の名称	松戸市行政サービスセンター定期建物賃貸借契約
工事等の場所	千葉県松戸市松戸 1 1 8 1 番地 アトレ松戸店 8 階
種 別	賃貸借契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	賃料 月額 金 8 7 2, 6 4 0 円 (税抜き)
工事等の概要	アトレ松戸店の定期建物賃貸借
随意契約の理由	アトレ松戸店は松戸駅に直結している商業施設であり、通勤・通学及び買い物途中にも利用しやすいという利便性を有している。 このため地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、アトレ松戸店を相手方として随意契約することが適当かつ妥当であると思料される。また、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、見積もりは 1 者からのみ徴するものとする。